

第3期鎌ケ谷市地域福祉計画の進捗管理・評価(平成29年度事業の総括)

鎌ケ谷市では、平成28年度から平成32年度までの5年間、地域福祉を推進するための指針として、平成28年6月に「第3期鎌ケ谷市地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、「思いやりと支えあいのあるまち かまがや」をめざして、4つの基本目標、10の施策、93事業で構成されています。

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくために事業展開についての評価を行い、その都度見直しができるよう以下のように「計画の進捗管理・評価」を行っていきます。

1 進捗管理・評価

鎌ケ谷市及び鎌ケ谷市社会福祉協議会の取組（公助の部分）において、市や社会福祉協議会の進捗管理を行い、計画に基づく事業展開ができたのかを検証します。その結果を市民や関係団体の代表者からなる「鎌ケ谷市地域福祉計画策定・推進委員会（以降、「委員会」という。）に報告し、意見をいただきます。

2 進捗管理・評価の項目

計画の進捗管理・評価にあたっては、以下の項目について実施します。

- (1) 計画に基づく年度内の取組状況（具体的な取組、事業展開に対する成果）
- (2) 取組内容の評価（進捗状況、課題や今後の方針）
- (3) 協働事項（解決のために、市民や地域に対して協力してもらいたいこと）

3 評価体制(スケジュール)

- (1) 計画の進捗管理・評価シートの作成（6月～9月）

進捗管理・評価シートを作成し、当該年度の事業が達成できたかどうかを各事業担当課で自己評価を行います。

- (2) 地域福祉計画策定・推進委員会での評価（10月～11月）

行政が記載した課題や今後の取り組み方針などに対し、市民、地域が解決できることや、行政への要望など、協働・共助の視点に立ったご意見を委員会委員からいただきます。

- (3) 寄せられた意見に対する市の考え方を集約（12月～1月）

委員から取組に対する意見や行政への要望、市民・地域・団体に協力できることや提案などに対して、事業担当課の考え方を確認します。

(4) 評価結果の報告、公表（1月～2月）

委員会からの評価結果を受け、市（事業を行っている担当部署）及び社会福祉協議会、もしくは活動団体へ報告を行い、その後、市ホームページ等を通じて評価結果を公表します。

(5) 事業、次年度の取組みへの反映（3月～翌年度）

評価結果（委員会から課題解決につながる協働・共助の意見、提案等）を受け、事業の主体が市の場合は、地域福祉計画に示された施策の方向に沿って具体的な事業や各分野別の個別計画への反映を、事業の主体が活動団体や社会福祉協議会の場合は、それぞれの活動方針等に反映していただき、次年度の取組みに向けてそれぞれ連携を図りながら着手していきます。

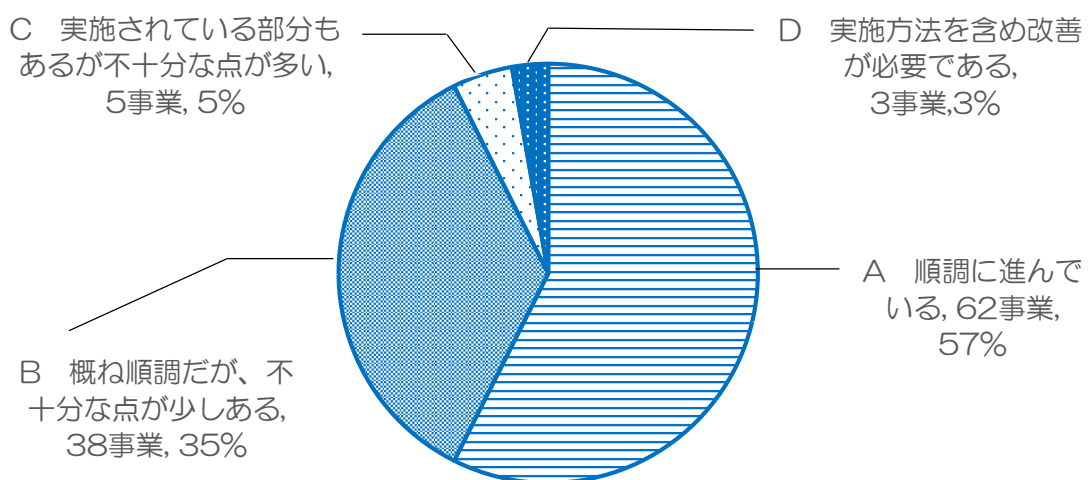
4 進捗状況・評価の結果

【地域福祉計画の進捗状況】

平成29年度の取組事業が達成できたかどうかをA～Dの4段階で確認しました。

区分	H29実績 (事業担当課)	構成割合 (%)	参考 H28実績 (事業担当課)
A 順調に進んでいる	62	57%	64
B 概ね順調だが、不十分な点が少しある	38	35%	36
C 実施されている部分もあるが不十分な点が多い	5	5%	6
D 実施方法を含め改善が必要である	3	3%	2
合計	108	100%	108

※ 93事業を14の担当課及び鎌ヶ谷市社会福祉協議会が推進しており、1つの事業を複数の課が担当しているため、最終的には108となっています。



5 総合評価

平成 29 年度事業に対する評価としては、

順調に進んでいる（A 評価）が 62 事業、57%（前年度 64 事業、59%）、概ね順調だが、不十分な点が少しある（B 評価）が 38 事業、35%（前年度 36 事業、33%）で、順調に事業を実施できたのは合計 100 事業、92%（前年度 100 事業、92%）でした。

また、実施されている部分もあるが不十分な点が多い（C 評価）は 5 事業、5%（前年度 6 事業、6%）、実施方法を含め改善が必要である（D 評価）は 3 事業、3%（前年度 2 事業、2%）という結果になっています。

実施されている部分もあるが、不十分な点が多い主な要因は、地域福祉コーディネーターの研修（No.18）が不十分であること、また昨年同様に災害時要援護者個別計画作成事業（No.63）と災害時要援護者リスト（避難行動要支援者名簿）整備事業（No.64）が進んでいないこと、在宅医療・介護連携の推進（No.87）と新しい介護予防・日常生活支援総合事業（No.93）については、専門職向けの研修や多様なサービスの構築が不十分であることがあげられます。

今後の方針につきましては、地域福祉コーディネーターの研修（No.18）では、平成 29 年度途中から 6 地区社会福祉協議会の事業を統括する人材を雇用しましたので、各地区コーディネーターとの連携を深めるとともに、今後は相談体制の強化に努めていきます。

災害時要援護者個別計画作成事業（No.63）と災害時要援護者リスト（避難行動要支援者名簿）整備事業（No.64）では、平成 30 年 3 月に避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を策定するとともに、6 月に避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係各課に配付いたしました。次の段階として、自治会・民生委員・福祉関係者などとの連携を進め、地域での支援を希望する要支援者を複数の支援者が見守る体制の構築を進めてまいります。

また、在宅医療・介護連携の推進（No.87）については、鎌ヶ谷市医師会に委託して医療介護連携室を開設しました。今後は市内の医療・介護等の専門職向けの研修会を開催し、専門職同士の顔の見える関係づくりを進めていきます。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（No.93）については、新たな訪問型サービスや通所型サービスについて介護サービス事業者や関係団体と協議を進め、高齢者自身が支え手としての地域づくりを目指していきます。

実施方法を含め改善が必要な要因は、成年後見制度の周知と活用（No.83）が活かされていないこと及び市民後見人の育成（No.84）については、障がい福祉課、高齢者支援課、社会福祉協議会で今後実施の方向性について検討が必要としております。

国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月 13 日施行）に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。市におきましても、関係各課及び関係事業者、NPO 団体などと連携して成年後見制度の周知と活用を進めてまいります。また、認知症高齢者等の増加により、専門職後見人の不足が予想されることから、市民が後見人となる「市

民後見人」養成のための研修の実施を年1回開催していますが、より多くの市民参加や研修開催の周知に力をいれてまいります。

本計画をより実効性の高い計画とするため、次年度以降も引き続き、本計画の進捗状況を管理していきます。個々の事業において委員から寄せられた意見とそれに対する市の考え方を資料1にまとめるとともに、平成29年度事業の進捗管理については、資料2「第3期鎌ケ谷市地域福祉計画進捗管理・評価シート（平成29年度事業）」をご覧ください。